

トンネル情報活用研究会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、トンネル情報活用研究会(以下、「本会」という)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、山岳トンネルの切羽画像、切羽観察のデータ等の一括管理及びAIを活用した切羽評価と肌落ち予測を可能とするシステムを構築し、施工業者が保有しているトンネル基本情報、切羽画像、切羽観察のデータ等について、トンネル関係者で共有することによりシステムの普及及び改良を行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、目的に沿って、当分の間以下の事業を行う。

- ①トンネル基本情報とリンクしない切羽画像から地質の専門家が独自に作成した「iPhone による肌落ち予測アプリ」の活用
- ②「トンネル基本情報、切羽画像、切羽観察のデータ等の共有」に向けた関係機関等への働きかけ
- ③統一的な切羽撮影要領の制定と普及に向けた関係機関等への働きかけ
- ④「トンネル基本情報、切羽画像、切羽観察のデータ等の共有」に向けた「切羽評価データ集計システム」の共通化と普及に向けた関係機関等への働きかけ
- ⑤会員の「AIを活用した切羽評価支援システム」の活用促進
- ⑥会員相互の意見交換による①～⑤の研究会活動の促進

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会は、正会員及び賛助会員で構成する。

(1)正会員

本会の目的に賛同する企業で、総会の承認を得た者。

(2)賛助会員

本会の目的に賛同する企業で、期間限定で入会を希望し、幹事会の承認を得た者。

(会員の権利)

第5条 会員の権利は次のとおりとする。

(1)アプリ又はシステムの特許権を有する社と実施権許諾契約の締結による、第3条の「iPhone による肌落ち予測アプリ」、「切羽評価データ集計システム」及び「AIを活用した切羽評価支援システム」の使用

(2)(1)のアプリ及びシステムに関する技術・積算資料及び広報資料の使用

(会員の義務)

第6条 会員は、本会の目的を達成するため、次の事項を遵守しなければならない。

(1)本会の会則及びこれに基づいて定められる規定・告示及び細則

(2)本会の目的を達成するために積極的に協力すること

(会費及び使用料)

第 7 条 本会の会費及びアプリあるいはシステムの使用料(以下、使用料という)は、別に細則で定める。

2.会費及び使用料は、細則に定めるところにより、請求後速やかに事務局に納付するものとする。

3.会費及び使用料の納入は、事務局の預金口座への振込による。

4.本会に納入された会費及び使用料は、理由の如何を問わず、返還しないものとする。

(入会基準)

第 8 条 入会に関しては、細則及び入会規定に定める。

(会員資格の喪失)

第 9 条 会員は、次の各号に該当する場合、その資格を失う。

(1)退会

(2)除名

2.会員資格を喪失した者は、第 6 条に定める会員としての一切の権利を失い、会員の資産に対して何らの請求を行なうことができない。

(退 会)

第 10 条 会員が、本会を退会しようとするときは、その理由及び退会後も本会の秘密事項を漏洩しない旨を記載した誓約書を付した退会届けを、退会希望日の 30 日前に会長に提出しなければならない。

(除名)

第11条 本会は、会員が次の各号の一に該当する場合、総会の議決を得てこれを除名することができる。

- (1)本会の目的もしくは事業を妨げ、または本会の名誉を傷つける行為をしたとき。
- (2)法人の会員が解散、あるいは第三者に吸収合併されたとき。
- (3)その他本会の会員としての義務を怠ったとき。

第3章 役員

第12条 本会に次のとおり役員を置く。

(役員)

- 会長 1名
- 副会長 5名以内
- 幹事長 1名
- 幹事 10名程度
- 事務局長 1名
- 監査役 2名

(役員任期及び職務)

第13条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。また、任期途中で交代した役員任期は、前任者の任期満了の日までとする。それぞれの役員職務は以下の通り。

(1)会 長

会長は、一般財団法人先端建設技術センターの理事長とし、本会を代表し業務を統括する。また、総会の招集を行い、総会の議長を務める。

(2)副会長

副会長は、幹事が所属する機関の者を会長が指名する。

副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。

(3)幹事長

幹事長は、幹事の中から幹事会で互選する。

幹事長は、他の幹事の協力を得て、次の職務を行う。

(イ)第 17 条の総会決議事項の案の策定

(ロ)年度の活動計画の策定

(ハ)会計の報告会費等の徴収等収入に関する事項

(ニ)年度計画に基づく経費の支出に関する事項

(ホ)技術開発会議、WGおよびその他委員会に付託する事項

(ヘ)その他幹事会が必要と認めた事項

(4)幹 事

幹事は、一般財団法人先端建設技術センター、株式会社安藤・間、鹿島建設 株式会社、清水建設株式会社、戸田建設株式会社、基礎地盤コンサルタンツ株式会社、株式会社想画及びNSW株式会社の 8 社の指名する者とする。

幹事は、必要に応じて総会の議決により追加及び削減する。

(5)事務局長

事務局長は、一般財団法人先端建設技術センターの職員が担当し、幹事会の幹事と兼務する。幹事会と連携して、事務全般を担当する。

(6)監査役

監査役は、会長が指名する。監査役は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

(役員解任)

第 14 条 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。

(技術顧問)

第 15 条 本会に技術顧問をおくことができる。技術顧問は、学識経験者とし、総会議決により期間を定めて委嘱する。

2.技術顧問は、会長の要請により、本会に対して必要な技術的助言を与え、意見を述べることができる。

第 4 章 会 議

(総 会)

第 16 条 総会は、定例総会と臨時総会とし、定例総会は毎年 1 回とし、臨時総会は必要に応じて会長が招集する。

2.総会は、正会員で構成し、代表する者の総数の過半数の出席をもって成立するものとする。

3.総会に出席できない正会員は、書面を持って表決を委任することができる。

4. 総会の招集は、開催日の 2 週間前までに正会員に通知しなければならない。

5. 正会員を代表する者の総数の過半数以上から書面による総会招集の請求があると

き、会長は臨時総会を招集しなければならない。

(総会決議事項)

第 17 条 次の事項は、会員総会の決議によらなければならない。

- (1)会則の変更
- (2)本会の解散
- (3)事業計画及び予算決算の承認業務報告書の承認
- (4)会費及び使用料の変更
- (5)その他本会の運営に関する重要な事項

2.前項の(1)及び(2)に関しては、出席した正会員の 2/3 以上(書面委任を含む)の賛成で決し、(3)、(4)及び(5)については出席会員の過半数(書面委任を含む)をもって決する。

(幹事会)

第 18 条 幹事会は、13 条(4)の幹事で構成する。

第 19 条 幹事会は、四半期に 1 回程度開催する。但し、幹事長が必要と認める場合は、随時開催することができる。

2.幹事会は、過半数をもって成立し、幹事会の決定は、参加幹事の多数決による。

3.幹事会は、第 20 条の技術・積算委員会及び第 21 条の広報委員会に加え、事業計画に基づいて第 22 条の研究開発会議の設置等を決定することができる。

4.幹事会は、委員会及びWGの長を出席させ、担当業務の状況等を報告させることができる。

5.幹事会は、必要に応じ、技術顧問の会議への出席を要請することができる。

(技術・積算委員会)

第 20 条 技術・積算委員会は、本会が扱うアプリ及びシステムに関する技術・積算資料を作成し、会員の職員に対して普及・展開を図り、それぞれの会員より推薦登録されたものにて構成する。

2. 技術・積算委員長は、会長が指名しこれを委嘱する。

3. 技術・積算委員会は、年に 3 回程度開催する。技術・積算委員長が必要と認める時及び幹事会から開催の請求がある時は随時開催することができる。

(広報委員会)

第 21 条 広報委員会は、広報資料を作成し、会員及び会員以外の社会に対して情報を発信し、それぞれの会員より推薦登録されたものにて構成する。

2. 広報委員長は、会長が指名しこれを委嘱する。

3. 広報委員会は、年に 3 回程度開催する。広報委員長が必要と認める時及び幹事会から開催の請求がある時は随時開催することができる。

(研究開発会議)

第 22 条 第 3 条⑥の活動の場として研究開発会議を設置することができる。

2. 初年度は会員の意見交換場として設け、参加を希望する会員が推薦する委員で構成する。

3. 必要に応じて、研究開発会議で出された意見の具体化を図るWGの設置を可能とする。

4.研究開発会議において、共同で研究開発の実施が望まれる研究開発テーマが発議された場合には、幹事会が主導して参画メンバーを募って、新規に研究開発(以下新規の研究開発)を進めることができる。

5.前項の研究開発の実施については、本会に従属して実施するか本会とは独立して実施するかは、その段階で、幹事会と参加希望会員で協議の上決定する。

(事務局)

第 23 条 本会の事務局は、次の場所に置くものとする。

一般財団法人 先端建設技術センター(東京都文京区大塚二丁目15番6号)内

(秘密保持)

第 24 条 本会の活動において知り得た情報及び知見は、会員資格の喪失後も所定の手続きによる了解なしに、会員以外の第三者に漏洩または開示してはならない。ただし次の各号に掲げる情報については適用されないものとする。

(1)入会時点で、すでに公知であったもの、または取得後、自己の責に帰することなく公知となったもの

(2)入会時点で、既に自ら保有していたもの

(3)秘密保持の義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの

(4)会員が独自に開発したもの

(5)書面により開示を承諾されたもの

第 5 章 会 計

(会計年度)

第 25 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までとする。

(経 理)

第 26 条 本会の経理については、次のとおり定める。

(1)本会の運営経費は、会費及びその他の収入をもって支弁する。

(2)総会で承認された事業計画及び収支以外で幹事会が必要であると認めた臨時経費については、正会員および賛助会員の均等分担を原則とする。

(監 査)

第 27 条 会計は、次年度の 4 月末までに必ず監査役による監査を受けなければならない。

第 6 章 補 則

(禁止事項)

第 28 条 本会においては、次の事項を禁止する。

(1)政治及び思想的活動

(2)価格の協定、その他独占禁止法に違反する行為または違反すると疑われる行為

(付 則)

第 29 条 本会則は、2023 年 4 月 28 日に施行する。

細 則

本会は、会則第 7 条に従い、以下の細則を定める。

(会 費)

第 1 条 会費は、通常会費及び臨時会費とする。

(通常会費)

第 2 条 通常会費は、正会員年額 50,000 円(税別)とし、正会員は、設立時を除き毎年度前納するものとする。賛助会員月額 5,000 円(税別)とし、賛助会員は、入会時に参加希望期間の総額を前納する。

(臨時会費)

第 3 条 臨時会費は、本会の年度事業計画によらない臨時の行事等を実行するときに徴収するものであり、この臨時経費は、正会員および賛助会員の応分の分担を原則とし、金額はその都度幹事会で決定する。

(アプリあるいはシステムの使用料)

第 4 条 会則第 3 条①のアプリの使用料については、令和 5 年度は無料とし、令和 6 年度以降に徴収を行う場合には、幹事会で決定の上、細則に定める。

2. 会則第 3 条④「切羽評価データ集計システム」及び⑤「AIを活用した切羽評価支援システム」については、令和 6 年度以降に徴収を行う場合には、幹事会で決定の上、細則に定める。

(旅費規定)

第 5 条 本会を構成する会員の役職員が、出張をする場合の旅費については、会員がそれぞれ負担とする。

第 6 条 本会の技術顧問が、会長の要請により出張する場合の旅費については、一般財団法人先端建設技術センターの旅費規定に準じるものとする。

(付 則)

第 8 条 本細則は、2023 年 4 月 28 日に発効する。

入会規定

本会は、会則第 7 条に従い、以下の細則を定める。

(入会規定)

第 1 条 本会に新たに入会しようとする正会員は、下記の全ての条件を具備している者でなければならない。

- (1)国土交通大臣または知事の許可を受けている建設業者
- (2)正会員2者以上の推薦状のある者

(入会手続)

第 2 条 本会に入会しようとする者は、別添の様式による入会申込み書に以下の書類を添付して事務局に提出するものとする。

- (1)国土交通大臣または知事の建設業許可通知書の写し
- (2)正会員2者以上の推薦状
- (3)参加する技術者名簿

(付 則)

第 3 条 本細則は、2023 年 4 月 28 日に発効する。